

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和8年4月21日(火) 午後0時2分～午後0時23分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 5番 野々山 啓、 6番 今原 ゆかり

7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、

12番 柴口 征寛、 13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克

オブザーバー

議長(3番) 神谷 直子、 副議長(9番) 長谷川 広昌

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和8年度 議会改革特別委員会の協議案件について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

本委員会記録の署名委員の指名ですが、本件については副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 令和8年度 議会改革特別委員会の協議案件について

委員長 前回までの議会改革特別委員会において、次年度へ申し送ることとされた案件はありませんでしたので、本日は令和8年度の議会改革特別委員会へ申し送る協議案件について、事前に御提出いただきました御提案を基に協議をお願いしたいと思います。

事前に各会派へ御意見を求めたところ、市政クラブさん、凛々会さんから資料のとおり御提案がありました。御覧いただいていると思いますけれども、それぞれの提案について、補足説明があれば、それも含めて説明をお願いしたいと思いますけれども。あくまで今日協議をしていただくのは、テーマとして取り上げるかどうかということの協議でありますので、その中身については、次年度の議会改革特別委員会で進めていきたいと思っておりますので、そこのところ御了承いただきたいと思っております。

それでは、まず初めに市政クラブさん。

意(2) 私ども市政クラブからは、代表質問の導入ということで提案のほうさせていただきませう。

少し確認ですけど、代表質問とはということで、新年度の当初予算を審議する議会、一般的に3月議会になります。こちらでの市長の施政方針について、規定数以上の会派、議会の会派の構成人数によって代表して質問を行うことであり、市政の運営方針や主要課題の政策レベルでの問題や将来に対する方針などについて所信をただすことができるというものであります。

代表質問の主なメリットといたしまして、会派の考えを代表者が一括して示すことができるということ、それから、質問テーマが整理されて重複を減らすことができるということでもあります。

また、会派や議員側に対してのメリットではありますが、会派内で事前に政策を整理する契機となること、それから、代表質問で大枠を示し、一般質問で個別論点を深掘りできるということでもあります。

では、市民、有権者側のメリットといたしましては、各会派の基本姿勢や優先課題が一目で分かるということ、それから、代表質問を通じて予算や施策の争点を把握しやすいといったことがメリットであります。

それを踏まえまして、代表質問は、会派として自治体全体の大きな方針を問う場であるということと、一般質問との区分けといたしまして、一般質問は各議員が具体的な課題や地域の問題を問う場といった形で議論レベルと役割を区切ることで、全体方針と個別の課題について両方を効率よく質問を行うことが可能となります。

また、あわせて、高浜市議会基本条例第9条第1項で、こちら会派の存在意義ではありますが、議員は記載のとおりで、会派を結成することができます。第2項といたしまして、特に会派は政策立案をはじめ、各会派間での合意形成に努めるものとするなどから、会派を結成する意義を具現化するためにも代表質問のほうを導入していきたいという趣旨であります。以上でございます。

委員長 この件に対しまして、御意見、質疑等ありましたら。

問(13) まず、1点目としては、3月議会だけを代表質問としてするってということなのかなと思うんですけど、その場合、代表質問を誰か1人が行うと思うんですけど、そうなった場合、その方は一般質問はしないってことでよろしかったでしょうか。

答(2) 無論、代表質問と一般質問、登壇者は重複しないということでもあります。

問(13) もう一個分からないのが、高浜市議会基本条例第9条の第1項は、会派を結成することができるよっていうことができる規定、それから、会派間で合意形成に努めるものとするっていうことと代表質問の導入についてのこの関連性が私よく分からないので御説明お願いします。

答(2) ちょっと説明が足りず、すみませんでした。

最終の段落の部分、議会基本条例の意義というのは、やはり各会派を結成する以上、しっかりとそのメリット、それから、会派を代表して会派の考えを示す場として代表質問のほうを導入していきたいということで、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、会派の存在意義というのを明確

にしていきたいという考えで代表質問をお願いしたいというところであります。

問（13） 会派の考えを示すってのがちょっとよく分からないんですけど、あくまでも一般質問になるので、どういうふうに示すのかっていうのがちょっとイメージが湧かないのでお願いします。

答（2） 基本的に、市長の施政方針っていうのは、基本的に政策の部分で示される部分が多いと思います。なかなか政策について一般質問で問う部分というのは、非常に難しい部分がまず第一点。それから、会派というのは、やはり主に個別の案件についてもお互いの中で協議していく場でありますとともに、政策レベルで協議し、考えを示していく部分が必要であるかと思います。

ですので、この代表質問の中において、市長の施政方針と会派の政策に対する考え方の乖離というか、整合とか、そういったものを問いただしていく部分だと思います。

問（13） ちょっとイメージが湧かないんですけど、これは結局、一般質問をやる前に代表質問っていうその時間帯とか、それを設けるっていうイメージなんですか。

委員長 倉田委員に申し上げますけど、中身の話はしないでいただきたいんですけども。テーマとして取り上げるかどうかですから、そのときにこれをどのように運用していくとか、そういったことはその中で話をしていただければいいもんですから。

要は、代表質問制度というものの必要性というものをお聞きいただくのはいいんですけども、細かいところは、テーマとなってから話をしていただくというのが筋ではないかと思います。よろしくをお願いします。

意（2） 先ほど、倉田委員のほうから少し分からない点が多いということなので、近隣ですと豊田市なんかは導入してみえますので、少し研究いただければと思います。

委員長 ほかに。

質疑なし

委員長 ほかにないようですので、次に、凛々会さん。

意（7） 高浜市議会基本条例の検証及び見直しの検討については、補足説明は、近隣自治体の例を、市民にとってより理解しやすい条例となるように、高浜市議会で今ないので、碧南市さんが結構分かりやすかったんですけど、そういう近隣自治体の例を参考にしながら表記方法や構成の分かりやすさについてやりながら、一回、平成23年以降を改正されてないので、一度見直して

もいいのかないかと思いました。

高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例の検証及び見直しも平成 23 年以降改正が行われていないので、今の現状を踏まえて、一度見直しして検討できたらなと思いました。

委員長 この件に対しまして、意見、質疑等ございましたらお願いいたします。

意（2） こちら高浜市議会基本条例についてなんですけど、ちょっと取り扱う、議会改革特別委員会では少し違うのではないかなと思います。

と言いますのも、この議会改革特別委員会ですが、今回、議会基本条例の主体となる議長も副議長も構成メンバーになっていないということで、全体で協議する場であるなら全協とかそういったところでやるべきものではないかなと思いますし、例えば、条例の制定、改廃等については議員が取るべき、しかるべき手続というのも別にあると思いますので、そういった手順を踏まれるのがいいのではないかなというふうに思っております。以上です。

意（13） 私は、高浜市議会基本条例については、やはりこの運営についてどうなのかっていうところについては、一度変えるか変えないかは別としても、検証してもいいのかないかと思ってるんですけど、もう一個の高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例の検証及び見直しっていうのは、いわゆる議会ではなくて当局の条例について見直すっていうことになるので、例えば、犯罪のないまちっていうことであれば、総務建設委員会のほうで議論して条例改正とかそういうところに持って行ってもいいのかないかと思っております。なので、みんなで犯罪のないまちにしよう条例の検証については議会改革ではないところで議論していただいて、必要であれば条例改正なりに持って行ければいいのかないかと考えております。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 それでは、まず議会基本条例のほうから進めたいと思いますけれども、こちらのほうはこの場ではなく別の場というお話が今意見としてありましたけれども、これに対しましては、ほかの方は御意見ございますか。

意見なし

委員長 議会基本条例は、条文の中に見直し規定がたしか入っていると思います。見直すためには、当然検証というものが必要になってくるんですけども、検証、見直しっていう作業がこれ自体が議会改革でやるべきことかどうかという議論をしていただきたいんですけども。

例えば、もしほかでやるということであれば、全員が参加するなら全協、それから各派代表者会でやるとか、議会全体における基本条例ですから当然議長が仕切って進めていくべきものかなと、私、委員長的にはそういうふうに思うんですけども。

その辺のところを御意見があれば伺いたいんですけど、どうでしょうか。

意(11) 今委員長が言われた話、それから私どもの荒川議員が言ったように、やっぱりここでの議論ではなくって全体で議論する場が必要だと思いますので、やっぱり議長さんの采配の下、この基本条例を見直しをしていく、検討していくということが必要かなと思いますので、この場ではなくって、全協か各派代表者会議で議論していく必要があるのではないかなと思います。

委員長 それでは、2つ出していただいた、まず議会の基本条例のほうですけども、福岡委員、例えば、議長に申し入れをしていただいて、議長がこういう場でこれやっていきたいという発議をしていただくような形を取るっていうのが今御意見として出ているんですけども、そういう形で考えさせていただいてよろしいですかね。

異議なし

委員長 はい、分かりました。

提案自体はありがたいいただきましたけども、できればもっと大きい場を出してやっていってもらったほうが良いという意見が出たということで、それを含めて議長のほうにお伝えをいただければと思います。

よろしいですか、皆さん。

「異議なし。」と発声するものあり。

「委員長。」と発声するものあり。

委員長 13番、倉田委員。

意(13) 私、議会基本条例って、やっぱり議会の運営の在り方についてすごく重要な部分にな

と思うので、これはやっぱり議会改革に値するので、この場で私はやってもいいかなと思ってますけど、ただ、提案者がそうじゃなくてもいいって言うならいいですけど、私はこの場でやってもいいと考えております。

委員長 では、どうしますかね。皆さん、御同意がいただけなければ。

意（11） 条例を見直すということになれば、ここの議会改革で取り上げる議題とは少し違うのではないかなと思っておりますので、話し合うことはいいかもしれませんが、やっぱり本質的なところを変えていこう、直していこうということであるならば、やっぱり議長采配の下、全員の下、意見を交わしながらこういう改革が必要であるということを提案していただいて見直していく、これが筋ではないかなと思っております。

委員長 ほかに、御意見ございませんか。

意見なし

委員長 それでは、後でどっちみち次年度に申し送るテーマを決定させていただくもんですから、そのときにまたもう一度皆さんに伺います。

それではもう一つ、みんなで犯罪のないまちにしよう条例の検証及び見直しということですけども、これは先ほど委員会でやったらどうかという意見もございましたが、どちらにしても委員長として申し上げさせていただくと、これ確かに議員提案でつくった条例ではありますが、高浜市の看板がついた段階でもうこれ既に当局側の条例ということになりますので、ここでこの条例だけを取り上げてってということよりも、例えば、一般質問等でこの条例がどのように機能しているのかとか、あるいは今の時代に合ってるのかとか、条例のみではなく施行規則も当然ありますので、その辺の見直しというものを図っておるのかというようなことを出してもらってやるのが一番本意だろうなというふうに思います。

議会改革の特別委員会っていうのは、あくまで議会の改革のレベルの話で進めていくことだと思いますので、単独の条例に関して議論するというのはなかなかこれ委員長としても非常に難しい話になってしまいますが、それを踏まえて御意見のある方はいらっしゃいますか。

意（7） 私、一回これを一般質問で言ったことはあるんですけど、この質問を一回事前に行政側に出したときに、ちょっとこれを変えれないかみたいな質問を出したときに、事前に、議員で決めてるやつだからこっちに質問するよりはっていうふうに逆に言われてしまったので、なので

議員で決めるべきなのかなと思って今回出したんですけど。どっちが正しいのかちょっと分からないんですけど、ちょっとそういう経緯があつてですね。

委員長 これ委員長として言わせていただくと、職員がばかすぎる。全く分かってない。だから、反対にそういう話があつたんだつたら、もう議長から逆に申し入れてもらわなあかんぐらい、当局に。

結局、議員がつくつたのつて4本ぐらい条例あるんですけど、じゃあ、へとも思っていないつてことでもんね、反対に。自分たちの条例なんだつていう意識を持ってないつていうことが一番問題ですから。これはもう職員が悪い。

どっちが正しいつて話ではなくつて、それは当たり前に高浜市の看板のつた条例等は、それは自分たちの条例だつていう意識を持ってもらわなきゃいけないのは当たり前ですつて。これは強く議長から申し入れをしていただきます。

それでは、今、2つの話で分かりにくくなつてしまつて申し訳ないんですけども、議会基本条例のほうは、検証、見直しは進めるべきだつていう御意見だつて思います。ただ、どこでやるかつていう話が出てつてということ。それから、みんなで犯罪のないまちにしよう条例の検証及び見直しに関しては、これはもう声を大にして当局側にしっかりと議会として伝えていきます。そういう職員が一人でもおることがもう既に市の姿勢として駄目だつていうことを伝えていきたいと思つてますけれども、これには皆さん、異議ありませんよね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 当り前の話ですからね。

それでは、もう時間も昼過ぎてしまいましたつてので、次年度への申し送りとしては、議会改革の委員会のテーマとして進めていくものに関しては、代表質問の導入についてつてということで、これを1つ申し送りをさせていただきたいと思つてますけれども、よろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 あと、議会基本条例の検証及び見直しに関しては、これは議長のほうに、私、委員長のほうからこういうのが議会改革のテーマとして上がつてきましたが、これは議長がしっかりと主導

を持ってやっていくべきことだから、ぜひ次年度、1年かけて見直しまでいくかどうか分かりませんが、1年かけてまずは検証から進めて、やる場も決めてやってくださいということをお伝えしたいと思いますけども、そんな形でどうでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、次年度への申し送りは、代表質問の導入についてをテーマとして進めていきたいと思えます。ただ、次年度始まってからでもいいですけれども、議会改革の委員会においてこのことをテーマにしてほしいということがもしあれば、その都度皆さん方からテーマとして出させていただいて、みんなでやっていこうということになれば、それも議題に上げて進めていきたいと思えますけど、これもこの形によろしいですかね。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 では、それもそのように申し送りをさせていただきます。

それでは、本日の案件は、これで終了とさせていただきます。

以上をもって、議会改革特別委員会を終了となります。

委員長挨拶

閉会 午後0時23分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長